

書評

副田義也著

『福祉社会学宣言』

(岩波書店, 2008年)

渡辺雅男

本書は具体的な事例に基づく七編の論文から成る。一見すると、その時々に遭遇した偶然的事例を取り上げたようにも思えるが、よく読んでみると、福祉社会学を構想するうえでの要衝をよく押えた見事な論点配置になっていることに気づかされる。各論文での問題提起を追ってみることにしよう。

第一論文「ケースワーカーの生態」は公的扶助労働の実態、とくにその労働に従事する人びとの心情と言動の解明がテーマである。資料はかつてマスコミや(主として社会福祉学の分野の)専門家から強い指弾を浴びた「福祉川柳」事件の全作品、八九句の川柳である。著者は、いくつかのキーワードを通して作品内容を整理し、クライアントに対するケースワーカーのさまざまな負の感情を読み取ろうとする。析出された最大の心情は拒否感情である。だが、ケースワーカーとクライアントの「相互作用において、一方が他方になんらかの負の感情をもてば、後者も前者にたいして同一の感情をもちがちであるのは、平凡な事実である。」この「平凡な事実」を踏まえて著者は問いかける。「ケースワーカーとクライアントの不幸な関係」は生活保護制度そのものに埋め込まれているのではないか。事実、ケースワーカーは生活保護の開始からその停止や廃止の決定まで、プライヴァシーへの立ち入りを含め、ステイグマをもたらす直接の当事者であるという権限を担わされている。このような「非対称的な権力関係、上下関係」のなかでクライアントとワーカーの「葛藤」が生まれる。だから、起こりうる軋轢はワーカーの、あるいはクライアントの心性や個性、人格や徳性、誠実や不誠実の問題ではない。ワーカーやクライアントに道義的な責任を負わせることはできない。なぜなら、生活保護制度は、制度設計の段

階から、すでに両者の間に従順な支配・被支配の関係を想定しており、それを当然視しているからである。もちろん、そんな関係が葛藤なしに取り結ばれるはずもない。現実の中で避けようもなく生じる葛藤や対立はクライアントとワーカーの負の行動(まさに「不幸な関係」)となって現れる。川柳に表現された拒否感情も、果てはステイグマも、こうした状況や関係のなかから生まれた必然的な社会的産物なのである。

著者も言うように、わが国の公的扶助に関する文献は、ステイグマをあってはならないもの、「ココロガマエ」の次元で論じるのみで、制度が必然的に産出する現象として理解してこなかった。規範科学に傾きがちな、こうした社会福祉学の姿勢に対して、著者はステイグマを肯定的(あるがまま)に理解する経験科学の立場を堅持する。社会科学としての福祉社会学を構想するうえで、この姿勢はきわめて重要である。

ちなみに、社会科学としての福祉社会学を構想する著者のこの立場は、マルクスのつぎの一節を想起させる。「起きるかもしれない誤解を避けるために一言しておこう。資本家や土地所有者の姿を私はけっしてばら色の光のなかに描いてはいない。しかし、ここで人が問題にされるのは、ただ、人が経済学的諸範疇の人格化であり、一定の階級関係や利害関係の担い手であるかぎりのことである。経済的社会構成の発展を一つの自然史的過程と考える私の立場は、ほかのどの立場にもまして、個人を諸関係に責任あるものとすることはできない。というのは、彼が主観的にはどんなに諸関係を超越していようと、社会的には個人はやはり諸関係の産物なのだから。」(『資本論』第1巻、初版序文)著者の立場と深部において共鳴する、忘がれがた

い一節である。

第二論文に進もう。福祉社会学は、いまでもなく、社会の福祉機能に属す問題を専門に扱う学問である。だが、機能はそれを支える実体なしには考えられず、福祉はそれを提供し、享受する主体なしには考えられない。その意味で、福祉社会学はまずもって福祉主体の析出を最優先の課題とするだろうし、第二論文「権利主体としての「老年」の形成」はまさにこの課題を引き受けようとする。もちろん、この福祉主体は超越的なものであってはならず、その析出にあたっては、なによりも歴史社会的な現実に立脚することが必要である。そう考えると、第二論文の評価に際しても、この析出された福祉主体がどれほど歴史社会的な視点での検証に耐えられるかが鍵となる。

第二論文の主張を要約すれば、次のようにになる。国家に対する権利主体としての「老年」は明治政府以来の恩給制度の中で「成立」し、その後、それは現在の年金制度へと「継承」されていった。たしかに、著者も自負するように、これはユニークな主張である。著者の議論にどれほど好意的な読者でも、いささか戸惑うほどの大胆さである。

もちろん、補論で反批判を加えられている著者の友人・宇野派のマルクス経済学者ならずとも、この主張には首を傾げざるをえない。なぜなら、権利といつても、明治憲法下の「権利」と新憲法下の「権利」とでは月とスッポンほどの差があるからである。そもそも前者は天皇と臣民との恩顧関係の中で、天皇から臣民に対して与えられた「権利」であって、あくまで臣民権にすぎない。それに対し、後者は国民と国家との契約関係の中で、個人に生来備わる自然権として認められた「権利」であって、基本的人権である。臣民権と基本的人権との間に「継承」関係を想定することは、どの社会科学者もさすがにためらいを感じるだろう。なぜなら、一方でこの基本的人権の基礎の上に、公民権、参政権、社会権という近代市民社会のシティズンシップが成立し、他方、そうした個別的権利の否定ないし制限の上に天皇制国家の臣民権が成立するからである。著者に従うかぎりでも、官吏恩給法が認める権利の法的裏づけは一般裁判所ではなく、不服申し立て機関としての行政裁判所に置かれている。また、著者

の言う「一般化」の普及過程で画期をなしたとされる戦時中の船員保険法にしても、労働者年金保険法にしても、国家への格段の奉仕、すなわち前者の場合は兵士並みの戦争協力、後者の場合も産業戦士としての増産協力の見返りとして恩恵的に与えられたものである。以上を考えても、「恩恵として与えられる」恩給と「生存権として保障される」年金との継続性を強調することにはいささか無理がある。両者の違いは、財源が租税か保険料かという問題以前に、制度が立脚する国家体系と社会関係のあり方の問題なのである。補論において、著者にその私信で疑問を投げかけた田多英範との論争がかみ合わなかった理由のひとつは、この歴史社会的な現実、つまり、新憲法下の権利が市民社会と国民国家との理念的、現実的関係を基礎にして成り立っているという社会科学的事実を、宇野派である田多が積極的に著者に投げかけることができなかつたという点にあると思われる（そもそも宇野派には市民社会という発想が欠けている）。

ところで、福祉機能を実践として捉えると福祉過程論が成立する。この福祉過程論に踏み込んで問題提起を行なっているのが、第三、第四論文である。第三論文「だれのための老人福祉か」は福祉過程における受益者の権限強化（エンパワーメント）の必要性をストレートに訴え、福祉過程の二重性を「管理の原理」と「権利の原理」の二重性として整理する。前者については、たしかに「権利主体としての老人自身が老人ホームにたいして異議申し立てをためらわずにできる制度」が必要であり、それについては評者も異論はない。ただ、その場合、さらに一步進めて、老人の権利主張がエゴや恣意に終わらず、より共同的なものとなるにはどうしたらよいかと、問い合わせが必要がありはしないだろうか。そうすれば、私的権利はどのような条件ないし環境の下で社会化されるのか、私的権利の本質的なあり方が問われることにならう。

第四論文「老人福祉は利用者の家族をどう扱っているか」は、福祉国家の伝統にさえ潜む、温情主義（パターナリズム）と、福祉サービスの供給における専門家支配についての問題提起である。とくに公的な福祉施設の職員は公権力の行使者であり、しばしば教育者

として振舞いながら、福祉利用者とその家族に対して矯正者として立ち現れるという著者の指摘は、専門家支配の本質を突いて衝撃的である。戦後日本の社会福祉研究に顕著に見られる、公権力の行使者としてのソーシャル・ワーカーという自己認識の欠如がここで明快に指摘されているわけで、これはまさに、福祉社会学という学問を構想する際の、忘れてはならない重要な方法態度である。

第五論文「なぜ住民運動は老人施設を阻害したのか」と第六論文「障害児殺しと減刑反対運動」は、それぞれ別個の素材を扱っている（前者は老人福祉施設建設に反対した市民運動、後者は身体障害者運動の思想的意義）。だが、老人であれ障害者であれ、市民社会がどれほど彼らを包摵できるのかをこの二論文が問題にしている限り、ここでは同一の問題、すなわち市民社会の自己認識が問われているのである。

かつて、若きマルクスは、「人間の人間にたいする直接受けた、自然的な、必然的な関係は、男性の女性に対する関係である」と喝破した。それに續いて、彼はつぎのように述べた。この男女関係の中に「人間にとつてどの程度まで人間的本質が自然となったか、あるいは自然が人間の人間的本質となったかが、感性的に、すなわち直感的な事実にまで還元されて、現われる。それゆえ、この関係から、人間の全文化段階を判断することができる」（『経済学・哲学草稿』）。この轟に倣って言えば、市民社会が自己の構成員である老人や障害者に対してどれだけ他の構成員と同質の平等と連帯と共感を示すことができるかは、ひとえに市民社会がいかなる「人間の文化段階」（成熟段階）に到達しているかにかかっているということになる。なぜなら、若者と老人の、あるいは健常者と障害者の関係の中に、人がどの程度まで類的存在となったか、共同的存になつたかが示されているからである。

ただ、こうした人類史的な道の前に立ちはだかるのが、第一に、第五論文で取り上げられたような地域エゴや住民エゴを剥き出しにした市民運動である。このような市民運動はむしろ、「市民主義」（かつて高島善哉が市民運動の負の側面をこの言葉で表現した）の発露であって、市民社会がその発展の中で克服すべき自己の未成熟の表れである。同様に第二に問題となるの

は、第六論文で取り上げられたような、生命と人権に関するタテマエ（「民主主義の原理」）とホンネ（「資本主義の原理」）の乖離（場合によっては対立ないし敵対）である。一般にホンネとタテマエの共存関係がどのようなものになるかは、これまた社会の歴史的成熟の段階に応じてさまざまである。「青い芝の会」の運動に深い失望をもたらし、「健常者文化」と「障害者文化」の対立の直接的な引き金になった七五年の春闘も、実は健常者の代表とされた組織労働者が階級的敗北を余儀なくされた労働運動の画期的な分岐点での出来事であった。それを思えば、健常者も障害者も同じ運命の土俵の上に立っていることに疑問の余地はない。ここでも「健常者文化」と「障害者文化」の「不幸な関係」をもたらす歴史的社會的現実への社会科学的な洞察が求められているのであり、それを意識させてくれる限りで、著者の問題提起は本質を突いていると言えるだろう。

ところで、第五論文での専門家への高い評価は、第四論文で警鐘が鳴らされた専門家支配の現実と一見正反対、表裏の関係にある。専門家の知識は、第四論文でのように、公権力の行使者となって専門家支配の実現に向かうこともあれば、第五論文で指摘されたように、偏見にさらされた老人の立場に立って、この偏見に満ちた世論と対決する場合もある。かつて、マルクスは体制維持の支配的イデオロギーとなった経済学者たちを一方で痛烈に非難すると同時に、イギリスの工場監督官を「もっとも強大な階級の利益に抗して、黄金崇拝の当今ではあまり比肩するものを見いだしえない道徳的勇気、不抜の精力、すぐれた知性をもって、踏みにじられた大衆を保護する仕事に従事している」と称え、敬意を表した。「なにものにもとらわれない」良心を専門家が持ちうるかどうかは、福祉社会学者が個人的に試される手始めにして究極のテストである。具体的には福祉社会学者が国家権力に対してどのようなスタンスを取るかという問題であり、本書においては、第七論文が扱った重要な、しかし微妙な論点のひとつである（310-3頁）。

そして、最後の第七論文「福祉社会学の課題と方法」こそ、本書のタイトルに最もふさわしい問題提起であろう。この学会創立記念講演のライトモチーフ

は、「連辞符社会学としての福祉社会学はいかにして学たりうるか」という問い合わせである。著者は、この問い合わせを、「いかにして社会学たりうるか」と解したようである。福祉学と社会学の関係を学史的に探った（第1節）のも、対象と方法の範を既存の社会学に求めた（第2節）のも、その現われである。ただ、先の問い合わせを「いかにして社会科学たりうるか」と拡張して解することも可能であり、また必要であろう。なぜなら、その「仮説としての小史」（第3節）で批判的に言及されているのは、ひとつの体制原理をどこまでも前提してかかろうとする、すなわち歴史的・社会的現実をあくまで与件として受け入れる（矛盾を隠蔽してかかる）、もう一つの福祉社会学の立場であるからである。問題は、福祉といわれるものが歴史的な社会においてどのような意味をもち、どのような役割を果たすかであり、その解明が著者の目指す福祉社会学であろう。歴史的個体という思想と、社会諸現象の相互関連とい

う思想の結合を可能にするもの、それは体制（レジーム）という視点にほかならない。エスピニン・アンデルセンによれば、福祉レジームとは「福祉が生産され、国家、市場、家族のあいだに分配される総合的なあり方」を意味する。これに享受する主体の視点を組み込めば、福祉の生産、分配、流通、消費の全体をカバーする基本的枠組みができる。著者の問題提起を発展させる、一つの試みとして、検討に値するかもしれない。

いずれにしても、深い洞察に裏打ちされた、自立した思考の成果として本書には高い評価が与えられるべきである。福祉社会学の面白さを伝えること、そして、その全体像を示唆すること、本書が掲げたこの当初の目的は、もちろん見事に達成されている。

（わたなべ・まさお 一橋大学教授）